

(事業の活用を検討されている方々へ)

平成27年3月
水産庁漁業調整課
漁船漁業対策室

漁業構造改革総合対策事業の注意事項について

当該事業を、より適切に事業を実施していただくために、以下のとおり、事業活用に際しての注意事項をご案内いたします。

(1) 補助目的

当該事業の補助目的は、以下のとおりとなっております。

(趣旨と目的)

当該事業は、収益性の高い操業モデルに対して実証を行うものであり、その実証結果を周知・公表することにより、その波及効果として、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るもの。

(2) 取組の期間

当該事業は、5事業期間（通常は5年間）にわたる改革計画を作成し、その前半部分である3事業期間に限り国庫補助による支援を行うものとなっております。事業期間中は進捗状況について地域協議会等により適時確認が必要となります。

また、国庫補助の支援を直接受けない4、5事業期間目においても、地域協議会及び事業実施者において改革計画に基づく取組を行い、終了後に中央協議会による検証等を受けることとなります。

また、その効果・成果については、ホームページ等により公表されることとなります。

(3) 事業実施者（漁協等）、船舶所有者等の適格性

当該事業においては、もうかる漁業創設支援事業実施計画の長官承認要件として、事業実施者（漁協等）及び船舶所有者等が適格性を有していることを要件としています。

そのため、各種法令の遵守がなされていないと認められる場合など、遵法精神を欠く者においては、当該事業の支援を受けることができません。

(4) 資源管理及び漁業調整

当該事業においては、漁獲量の大幅な増大など資源管理に悪影響を及ぼすもの、実証操業を行う海域での他の漁業種類や地域内での合意形成・意見調整が図られていない場合は、当該事業の支援を受けることができません。

(5) 報告及び資料提供等

当該事業において、事業実施者（漁協等）及び船舶所有者等は、事業に関する報告や資料等の提供、現地調査等を水産庁及び事業主体（水漁機構）から求められる場合があります。また、これを拒む場合は、事業の中止及び助成金の返還が水産庁長官より命じられます。

以上